

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年5月11日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市規則第14号

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

京都市職員安全衛生規則の一部を次のように改正する。

第6条第3項第2号中「庶務担当課の課長」を「次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務局人事部厚生課)